

岡山県議会広報紙配布業務（新聞折込等）仕様書

1 業務の内容

岡山県議会広報紙「おかやま県議会だより」を県民に広く配布するため、新聞折込等により配布する。

2 配布回数

令和8年度中、2回配布するものとし、その配布日は議会事務局の指定する日とする。

3 業務の条件（全回共通）

- 岡山県議会広報紙「おかやま県議会だより」（タブロイド判、4ページ、フルカラー、A3コート紙）を、新聞折込又はポスティングを利用して配布する。
- 新聞折込及びポスティングについては、議会事務局が指定する日（以下「発行日」という。）に配布する。
- 折込の対象となる新聞は、発行日に県内で発行される新聞（山陽新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、中国新聞、日本経済新聞）の朝刊で、広告等を折り込んで配達されるものとする。
- 折込及びポスティングの対象となる地区は、岡山市及び倉敷市とする。ただし、毎号ごとに、議会事務局が別途指示するものとする。
- 対象となる折込及びポスティング部数は、折込業者が発行日の直近において調査した部数で、予備を含んだものとするが、予備の部数は、汚損、毀損、未達等に対応するための最小限のものとする。
- 万一、新聞折込及びポスティングによる配布が対象者に届かなかった（配布漏れがあった）場合は、早急に宅配等にて届くように対応すること。
- 配達完了後、業務完了報告書のほか、議会事務局が必要に応じ求める業務の状況について報告すること。
- 委託業務の実施に関し、岡山県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- 業務の遂行方法などに不明な点が生じたときは、その都度議会事務局と協議を行い、業務を円滑かつ適切に実施するものとする。
- 落札後、直ちに落札額の折込単価及び送料単価を明記した内訳書を議会事務局へ提出すること。
- 委託料は、落札された折込単価及び送料単価を基に、毎回変動が見込まれる折込部数及び新聞販売所数により、毎号ごとに確定する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{委託料} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{消費税額及び地方消費税の額} \quad (\text{※下線部は毎号変更}) \\ \text{①折込単価 (税抜)} \times \text{折込部数} \\ \text{②ポスティング単価 (税抜)} \times \text{ポスティング部数} \\ \text{③送料単価 (税抜)} \times \text{新聞販売所数} \end{array} \right)$$

4 予定数量（次の数量は1号当たりの予定であり、達しない場合もある。）

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 折込・ポスティング部数 | 248,550部 |
| (2) 新聞販売所数 | 189ヶ所 |

5 委託予定期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

6 その他

第1回目の委託業務が完了した後、議会事務局が求める書類（新聞販売所に送付した実績及び業務完了報告書等）を提出することにより、1回毎に委託料の請求を行うことができるものとする。